

一時預かり事業のご案内

制度概要

一時預かりは、保護者が傷病、事故、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ、仕事の都合、里帰り出産などの理由により、お子さんを家庭で育児ができない場合に、保育所等で一時的にお預かりする制度です。

利用対象者

市内在住で保育所（園）等に入所していない生後4か月～小学校就学前の児童

（注1）保護者が里帰り出産で帰省している場合は、市外在住の児童でも利用可

（注2）日曜日・祝日の預かりは、保育所（園）等に入所している児童でも利用可

（利用ができない場合）

- ・ 伝染病、疾病、けが等で日常生活に支障がある場合
- ・ 体調が悪い場合（保育士等による園での投薬はできません。）
- ・ 一時預かり利用時に、医療的ケアが必要な場合
- ・ 集団保育の中では、児童の負担が重過ぎると思われる場合



利用日時・施設

別紙、「一時預かり事業施設一覧」をご覧ください。施設により対象年齢や利用可能日時が異なります。また、最大で3園まで利用登録することができます。

利用可能日数

1週間あたり原則3日間以内。複数施設を利用の場合は合算します。

（注3）里帰り出産の場合は、上記条件に加えて、産前8週間及び産後8週間（多胎の場合は各10週間）の利用に限ります。

利用料金

利用料金は、直接施設にお支払いください。

利用時間	利用料	給食代(おやつ代含む)	午後6時を越えた場合
4時間以内	800円/日	300円/日	200円/日
4時間超過	1,500円/日		

持ち物

帽子、着替え、手拭きタオル、ナフキン、コップなど。すべての持ち物に名前の記入をお願いします。施設により持ち物が異なりますのでご注意ください。



（裏面に続く）

利用方法

- ① 事前に「登録申請書」「重要事項確認書」「利用調書」を、こども政策課窓口またはオンライン申請にて提出し、利用登録をしてください。なお、利用登録は生後3か月から可能です。
(注4) 里帰り出産の場合は、「母子健康手帳の写し（保護者名が明示してある表紙と出産予定日が明示してあるページ）」を添付してください。

(申請書等入力フォーム) <https://logoform.jp/form/en3w/965167>



2次元コード

- ② 申請内容を確認後、市から利用登録通知書をご自宅に送付します(概ね10日程かかります)。

- ③ 利用希望日の2週間前(受付開始日が土、日、祝日の場合はその前の平日)から前々日までに、事前に登録した利用を希望する施設に直接電話で予約をしてください。施設やお子さんの年齢、預かる時間帯によって持ち物やお弁当の有無などが異なりますので、予約時にご確認ください。
(注5) 各園の受付時間は月～金の午後1時から午後4時まで。

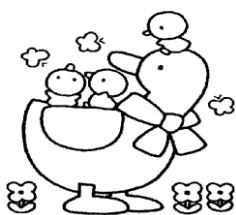
- ④ 当日は、時間までに施設へお越しください。利用料金は、直接施設にお支払いください。

利用施設の変更・追加をしたい場合

利用施設の変更・追加をされる際には、利用登録通知書に記載の登録番号をご確認の上、こども政策課までご連絡ください。

利用予約のキャンセル

利用予約のキャンセルは、利用日前日(利用日前日が土、日、祝日の場合はその前の平日)までに予約をした施設に連絡してください。当日キャンセルは、お子さんの体調不良を除きお断りします。



(一時預かり問い合わせ先)

各務原市役所 こども政策課

058-383-1555